

最優先交渉権者協議要領

1. 大牟田市と最優先交渉権者は、誠意をもって協議を行い、以下の書類の案を作成する。
 - ① 業務に関する契約書
 - ② その他契約書に必要な資料類

2. 最優先交渉権者は、大牟田市との協議に基づき、地域包括支援センターの設置運営等に必要となる準備全般について確認する。

3. 協議の期間は、休日を除き、概ね2週間とする。

4. 協議が合意に達しない場合は、大牟田市は最優先交渉権者に文書をもって協議の終了を通知する。

5. 最優先交渉権者は、契約までの間、やむを得ない理由により辞退することとなった場合は、本市に理由を明記した文書をもって通知する。